

告示番号	さいたま市水道局告示名	公布年月日
25	さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示	平成30年3月30日

さいたま市水道局告示第25号

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定（平成13年さいたま市水道部告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
収納取扱金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱年月日	収納取扱金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱年月日
[略]			[略]		
<u>株式会社三菱UFJ銀行</u>	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	[略]	<u>株式会社三菱東京UFJ銀行</u>	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	[略]
[略]			[略]		

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。